

政令第二百三十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月三日とする。

理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。